

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊 くろ う ど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2022

10

Vol. 65

1 ゆんたくひんたく

2 令和4年度 地域別最低賃金 正式決定

4 令和4年10月から育児休業給付制度の改正

3 令和3年度 賃金不払残業の是正結果

5 労働関係指標

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

## ゆんたくひんたく

朝晩は涼しい風が吹き、秋の気配を感じる頃となりました。秋といえば「読書の秋」ということで、本に触れる機会が増える季節ではないでしょうか。

私は昔よく推理小説を好んで読んでいましたが、最近では育児に関する本などを読むことが増えてきました。息子も読書は好きな方なので、時間があるときは一緒に図書館通いをしています。

子どもの頃、そして大人になっても、読書を通じて学ぶことがたくさんあります。共感できることや新たな発見もあれば、誰かに指摘されて納得がいけないことでも、本を読むと「その通り」とすんなり反省できることもあります。自分の世界観が広がっていくのも、読書の魅力の一つだと思います。

心に響く一冊に出会えば、それは貴重な人生の財産となります。息子にも素敵な本にたくさん出会ってほしいです。しばらくは読書タイムを作って、秋の夜長にのんびり楽しみたいと思います。(松本)

重要改正 確定

## 令和4年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で30円～33円の引上げ

令和4年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

### 令和4年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

□ は改定あり(すべての都道府県で改定)

| 都道府県名 | 最低賃金時間額(円) |         | 発効年月日      | 都道府県名   | 最低賃金時間額(円) |       | 発効年月日      |
|-------|------------|---------|------------|---------|------------|-------|------------|
|       |            | 前年度     |            |         |            | 前年度   |            |
| 北海道   | 920        | (889)   | 令和4年10月2日  | 滋賀      | 927        | (896) | 令和4年10月6日  |
| 青森    | 853        | (822)   | 令和4年10月5日  | 京都      | 968        | (937) | 令和4年10月9日  |
| 岩手    | 854        | (821)   | 令和4年10月20日 | 大阪      | 1,023      | (992) | 令和4年10月1日  |
| 宮城    | 883        | (853)   | 令和4年10月1日  | 兵庫      | 960        | (928) | 令和4年10月1日  |
| 秋田    | 853        | (822)   | 令和4年10月1日  | 奈良      | 896        | (866) | 令和4年10月1日  |
| 山形    | 854        | (822)   | 令和4年10月6日  | 和歌山     | 889        | (859) | 令和4年10月1日  |
| 福島    | 858        | (828)   | 令和4年10月6日  | 鳥取      | 854        | (821) | 令和4年10月6日  |
| 茨城    | 911        | (879)   | 令和4年10月1日  | 島根      | 857        | (824) | 令和4年10月5日  |
| 栃木    | 913        | (882)   | 令和4年10月1日  | 岡山      | 892        | (862) | 令和4年10月1日  |
| 群馬    | 895        | (865)   | 令和4年10月8日  | 広島      | 930        | (899) | 令和4年10月1日  |
| 埼玉    | 987        | (956)   | 令和4年10月1日  | 山口      | 888        | (857) | 令和4年10月13日 |
| 千葉    | 984        | (953)   | 令和4年10月1日  | 徳島      | 855        | (824) | 令和4年10月6日  |
| 東京    | 1,072      | (1,041) | 令和4年10月1日  | 香川      | 878        | (848) | 令和4年10月1日  |
| 神奈川   | 1,071      | (1,040) | 令和4年10月1日  | 愛媛      | 853        | (821) | 令和4年10月5日  |
| 新潟    | 890        | (859)   | 令和4年10月1日  | 高知      | 853        | (820) | 令和4年10月9日  |
| 富山    | 908        | (877)   | 令和4年10月1日  | 福岡      | 900        | (870) | 令和4年10月8日  |
| 石川    | 891        | (861)   | 令和4年10月8日  | 佐賀      | 853        | (821) | 令和4年10月2日  |
| 福井    | 888        | (858)   | 令和4年10月2日  | 長崎      | 853        | (821) | 令和4年10月8日  |
| 山梨    | 898        | (866)   | 令和4年10月20日 | 熊本      | 853        | (821) | 令和4年10月1日  |
| 長野    | 908        | (877)   | 令和4年10月1日  | 大分      | 854        | (822) | 令和4年10月5日  |
| 岐阜    | 910        | (880)   | 令和4年10月1日  | 宮崎      | 853        | (821) | 令和4年10月6日  |
| 静岡    | 944        | (913)   | 令和4年10月5日  | 鹿児島     | 853        | (821) | 令和4年10月6日  |
| 愛知    | 986        | (955)   | 令和4年10月1日  | 沖縄      | 853        | (820) | 令和4年10月6日  |
| 三重    | 933        | (902)   | 令和4年10月1日  | 全国加重平均額 | 961        | (930) | —          |

**注意!** 使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。

要確認

## 令和3年度監督指導による賃金不払残業の是正結果 — 是正企業数は1,069企業に

厚生労働省は、労働基準監督署が監督指導を行った結果、令和3年度に、不払いとなっていた割増賃金が支払われたもののうち、支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめ、事例とともに公表しました。そのポイントを確認しておきましょう。

### 令和3年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイントと主な事例

#### ● 令和3年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント

- ・ 是正企業数→1,069企業 (前年度比7企業の増)
- ・ 支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり609万円 (同49万円の減)、労働者1人当たり10万円 (同1万円の減)

(次ページへ続く)

● 主な事例／保健衛生業に対して行われた監督指導とその企業が実施した取組の事例

・「時間外労働を行った時間について申請させてもらえず、割増賃金が不払となっている」との情報を基に監督指導を実施。

↓ 指導の内容

・労働者からの聴き取り調査において、企業全体で残業時間を過少申告する風潮があることや、管理者による勤怠システムの改ざんの疑いが確認できたため、勤怠記録と警備記録との間の乖離の原因究明や労働時間の過小申告等より不払となっている割増賃金を支払うよう指導。

↓ 企業が実施した賃金不払残業の解消のための取組（概要）

- ① 労基署の職員を講師として、各施設の管理者を対象とした労働時間の適正な管理に関する研修会を実施した。
- ② 勤怠記録と業務で使用するパソコン等の記録等を確認することにより適正な労働時間が記録されているか確認することとした。
- ③ 実態調査の中で割増賃金を支払うための十分な予算措置が講じられておらず、残業時間を適正に申告してもその時間に対する割増賃金が払われないことが、残業時間を過小に申告するようになった要因の1つと判明したため、予算を理由として割増賃金が適正に支払われないことがないよう予算管理の部署と連携し、必要な予算措置を講じた。



★ 企業としては、監督指導の対象とならないよう、日頃から割増賃金の支払を適正に、確実にしておく必要があります。企業が遵守すべき労働基準関係法令のルールは多々ありますので、不明な点等があれば、気軽にお声掛けください。

施行済みの改正

令和4年10月から育児休業給付制度も改正

令和4年10月施行の育児・介護休業法の改正に対応して、雇用保険法においても、育児休業給付制度の見直しが施行されます。そのポイントと支給額を確認しておきましょう。

..... 育児休業給付制度の見直しのポイントと支給額の原則 .....

雇用保険の被保険者が出生時育児休業・育児休業を取得した場合に、その被保険者に支給される給付金について、次のような見直しが行われる（令和4年10月1日～）。

● 「出生時育児休業給付金」の創設

・子の出生後8週間以内に4週間まで取得できる出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した場合、「出生時育児休業給付金」を支給。

● 「育児休業給付金」の見直し

・1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を支給。

〈補足〉3回目以降の育児休業については、原則支給されないが、一定の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外される。

・育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交代で育児休業を取得する場合（延長交代）は、「1歳～1歳6か月」と「1歳6か月～2歳」の各期間において、夫婦それぞれ1回に限り、育児休業給付金を支給。

<支給額の原則（休業中に無給である場合）>

出生時育児休業給付金…出生時育児休業を取得した期間について支給

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数（上限28日）} \times 67\%$$

育児休業給付金…支給単位期間（原則、休業開始日から起算した1か月ごとの期間）ごとに支給

$$1 \text{ つの支給単位期間における支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数（原則30日）} \times 67\% \text{ or } 50\%*$$

\* 同一の子に係る休業日数が180日目までは67%、181日目からは50%

④ “休業日数が180日目まで”を判断する際、同一の子について、出生時育児休業給付金の支給を受けた者については、その出生時育児休業の日数も含めて判断する。



★ 休業開始時賃金日額は、原則として休業開始前6か月間の賃金を180で除した額ですが、上限額や下限額あります。また、休業を有給とする場合には、給付金が減らされたり、不支給とされることがあります。詳しい制度内容については、気軽にお尋ねください。



|       |  |
|-------|--|
| 10/11 | ● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付  |
| 10/31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>● 8月決算法人の確定申告と納税・2023年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）</li> <li>● 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）</li> <li>● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月～9月分の労災事故について）</li> <li>● 労働保険料の納付（延納2期分）</li> </ul> |



## 労働関係指標

### 労働関係指標 (2022年7月)

|                    |     |           |                 |                             |     |          |                |
|--------------------|-----|-----------|-----------------|-----------------------------|-----|----------|----------------|
| 完全失業率<br>(季節調整値※2) | 全国  | 2.60%     | (前月と同率)         | 有効求人倍率<br>(季節調整値※2)         | 全国  | 1.29倍    | (前月差+0.02ポイント) |
|                    | 広島県 | 2.20%※1   | (前年同期比-0.2ポイント) |                             | 広島県 | 1.56倍    | (前月差+0.04ポイント) |
| 就業者数<br>(季節調整値※2)  | 全国  | 6,734万人   | (前月差-2万人)       | 定期給与※3<br>現金給与総額※4<br>(現数値) | 全国  | 377,809円 | (前年同月比+1.8%)   |
|                    | 広島県 | 145万7千人※1 | (前年同期比-6千人)     |                             | 広島県 | 414,439円 | (前年同月比+2.9%)   |

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。今号は、2022年4月～6月平均の値を掲載しております

※2 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額：「決まって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額

### ● 2022年7月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2022(令和4年)年9月号を加工して作成

- 有効求人倍率は1.64倍で、前年同月比0.21ポイント上昇。
  - ・月間有効求人数は12,522人で、前月比6.2%増加。前年同月比17.0%増加。
  - ・月間有効求職者数は7,615人で、前月比4.0%減少。前年同月比2.0%増加。
- 新規求人倍率は3.72倍で、前年同月比0.69ポイント上昇
  - ・新規求人数は4,713人で、前月比21.2%増加。前年同月比27.7%増加。
  - ・新規求職申込件数は、1,266人で、前月比7.9%減少。前年同月比4.0%増加。
- 就職件数は393人で、前月比1.8%減少。前年同月比18.0%増加。

